

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

4

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

国立公園の管理のうち、行為許可等権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める(山陰海岸国立公園)。

具体的な支障事例

法定受託し府県を經由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。
第32次地方制度調査会で地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合行政を担う地方公共団体が処理することにより、地方環境事務所長が担うよりも効率的に処理できるばかりか、保護と利用の適切な推進に資する。この点について、設立から9年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。
なお、許認可事務の執行については、地方公共団体が実施している他の許認可と同様、環境省における許可に関する審査基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、適切に運用することは当然可能であり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではない。
また、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。

根拠法令等

自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、
第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、
第30条、第32条、第33条、第34条、第35条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

5

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国定公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくい。また、過去にも軽微な計画変更により約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。
なお、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することによりは、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園については、関西広域連合に権限を移譲することにより、構成府県の迅速かつ効率的な調整のもと、国定公園の適切な保護と利用促進、きめ細やかで、より高い水準の維持が可能となる。現在、第32次地方制度調査会でも地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されているところであり、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理が可能であるほか、公園計画の決定者と公園の管理者を統一することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。

根拠法令等

自然公園法第7条第2項、第8条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

49

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

水質汚濁防止法に基づく常時監視における要監視項目の見直し

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

水質汚濁防止法に基づく常時監視における要監視項目について、環境基準項目に移行するか、移行する必要がなければ要監視項目から落とすか、速やかな見直しを求めるもの。

具体的な支障事例

都道府県知事は、水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況について常時監視が義務付けられている。具体的な測定対象物質については、法第16条の規定による測定計画において各県において定められており、環境基準が設定されている項目については、通知において、常時監視の対象として位置付けるよう求められている。

一方、現時点では環境基準項目とせず、国において引き続き知見の集積に努める必要があると考えられる物質については、平成5年3月8日付け局長通知において「要監視項目」と位置付けられた(令和2年4月時点で31物質が該当)。

この通知では、要監視項目について、「今後、国等において物質の特性、使用状況等を考慮し、体系的かつ効果的に公共用水域等の水質測定を行う」とされており、都道府県等には測定そのものの義務付けはされていない。しかし、地域の実情に応じて測定を行い、結果を国に報告するよう依頼されているため、大多数の県において測定計画上の調査項目として常時監視が行われ、事実上測定が自治体の業務となっており、その測定に多くの労力、費用を要している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

要監視項目が初めて位置付けられてからすでに27年が経過し、すでに多くの自治体による測定結果が蓄積されていると思われることから、一定期間経過した物質については、環境基準項目に移行するか否かを速やかに判断し、必要のない項目を廃止することで、水質の効率的な常時監視が可能となる。

根拠法令等

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成5年3月8日付け環水管第21号、環境庁水質保全局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、郡山市、茨城県、埼玉県、神奈川県、川崎市、豊橋市、京都府、大阪府、大阪市、岡山県、徳島県、久留米市、大分県、竹田市

○要監視項目については、1項目当たりの分析単価が高額なものがあり、PFOS 及び PFOA が新たに追加されることに対応する必要もあるため、調査の予算確保に苦慮している。

○平成5年3月8日付け局長通知において位置付けられた「要監視項目」について、地域の実情に応じて測定を行い、結果を国に報告するよう依頼されている。本県においても測定計画上の調査項目として常時監視と合わせて測定しており、その測定に多くの労力、費用を要している。

○当県でも要監視項目の延べ検体数が全体の約1割を占めており、多くの労力、費用を要している。不要な項目の廃止により、水質の効率的な常時監視が可能となる。

○要監視項目について、測定計画上の調査項目として常時監視を行っているが、ニッケルなど指針値が再検討のため削除されたまま 10 年以上経過している項目もあり、測定結果をどう評価していいかわからない。今年度 PFOS、PFOA が追加されたが、今後も増加し続けた場合、分析の継続には多くの労力と費用がかかる。

○令和2年5月に要監視項目と指定された PFOA 及び PFOS を新たに調査項目として常時監視するためにはさらなる費用が必要となってくる。増え続ける要監視項目について、環境基準項目に移行するか、必要がなければ要監視項目から廃止するか、速やかに見直すべきである。